

平成23年度第8回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成23年11月9日(水)
会 場 アスパル富合 研修室

開会時間 午前10時00分
終了時間 午前12時00分

○出席委員(8名)

会 長	田 中 榮 信
副会長	小 山 一 美
委 員	米 原 靖 雄
	野 口 ミナ子
	村 崎 博 則
	改 原 明 博
	松 永 隆
	内 藤 信 博

○欠席委員 なし

○参考人

熊本市議会議員 くつき 信哉

事務局

それでは、ただ今から「平成 23 年度 第 8 回富合町合併特例区協議会 定例会」を開会いたします。

まず最初に、配付資料の確認をしたいと思います。本日の協議会の資料と致しまして、「平成 23 年度第 8 回富合町合併特例区協議会次第」、それと「平成 23 年度第 8 回富合町合併特例区協議会」の冊子、及び「平成 22 年度富合町老人憩の家指定管理者管理運営の評価結果」及び、健康の里フェスティバルのチラシの 4 点の資料を配付しております。

資料の過不足等がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行につきましては、合併特例区規約第 10 条第 4 項並びに合併特例区協議会会議運営規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長である田中議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

田中 榮信 議長

皆様おはようございます。ここからは、私が議事進行を務めさせていただきます。

本日は、合併特例区規約第 10 条第 5 項の規定に基づき、参考人として熊本市議会議員のくつき信哉先生にご出席をいただいております。くつき参考人には忌憚の無いご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、会議録署名委員を指名したいと思います。協議会会議運営規則第 7 条第 2 項の規定により、指名をさせていただきます。本日は、小山委員と米原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、「構成員の出席数について」でございますが、本日は構成員の皆様全員にご出席頂いております。したがって、合併特例区規約第 10 条第 3 項の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは早速、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりたいと思います。

これより「次第 3 議事」に入ります。本日は、「平成 23 年度富合町合併特例区一般会計補正予算（第 1 号）」及び「特例区終了後の特例区事業」についてを協議議題としております。

それではまず、協議第 1 号「平成 23 年度富合町合併特例区一般会計補正予算（第 1 号）」につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、健康福祉班から説明いたします。資料の 2 ページをご覧ください。

今回の補正予算案は、先月の定例会でご同意いただきました「富合町老人憩の家」指定管理を複数年で行うため、その指定管理に要します債務負担行為について計上しております。

平成 23 年度富合町合併特例区一般会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

債務負担行為、第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。平成23年11月9日提出 富合町合併特例区長 村崎秀。第1表 債務負担行為 債務負担行為で翌年度移行にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書。事項 富合町老人憩の家指定管理者管理運営委託、限度額15,780千円。前年度末までの支出額はありませぬ。当該年度以降の支出予定額が、期間 平成23年度から平成25年度までで、15,780千円。特定財源で6千円、一般財源で15,774千円でございます。

次に4ページの、富合町老人憩の家指定管理経費内訳でございます。平成23年度は補正額が0円で、当初予算と同額でありますので、説明を省かせていただきます。平成24年度の予算額は、施設長の人件費が3,759千円、これは正職員の1年間分です。それから事務員が嘱託職員1年間分で1,738千円。それから事務補助で883千円、これは臨時職員6ヶ月分でございます。人件費の合計が6,380千円。それから管理費は修繕費300千円、その他が3,360千円。その他の内訳は消耗品費、通信運搬費、業務委託費、保健衛生費、教養娯楽費、日用品費、水道光熱費、燃料費でございます。合わせて3,660千円です。これらを合わせますと、10,040千円。人件費に0.05をかけまして319千円、BとCに0.05をかけまして、518千円。利用料金の収入419千円というのは、平成20年度、21年度、22年度を足して3年間で割った金額です。これを差し引くと合計欄が10,458千円となります。

同じように、平成25年度は予算が5,322千円。平成24年度と25年度を合計した15,780千円が債務負担行為の額となります。ついでに平成22年度の決算額は、収入が10,962千円、支出が10,911千円でございます。

平成25年度は10月5日までが特例区期間でございますので、その日まで指定管理を委託することとしております。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第1号」につきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。

松永 隆 委員

施設長、事務員、事務補助の人件費で6,380千円とあります。施設長と事務員と事務補助、何人くらいの体制になるんですか。

事務局

常時2名以上の職員を配置し、配置する職員のうち1名を施設長として選任することにしております。

松永 隆 委員

分かりました。人選に関しては、慎重にお願いしたいと思います。これは、まだ決定ではないんですよ。

事務局

これは、指定管理で団体を公募して団体に受けていただくものですから、こちらがこの人をと人選して雇うものではないということをご理解願います。

松永 隆 委員

ではこの補正予算は、この金額で受けていただく団体を見つけるということですね。分かりました。

野口 ミナ子 委員

3月に改築が終わりましたよね。改築後の利用者数などがどう変わったのか教えてください。

事務局

4月から9月までで1,481人です。平成22年度が2,436人ですので、単純に計算すると平成23年度末で3,000人近くになると思います。

野口 ミナ子 委員

予算には関係ないのですが、老人憩の家というのは登山口の下にあり、とてもいい場所なんですよ。老人憩の家という性質上、使用できる年齢が限られていたりしますが、ぜひ登山者の拠点としても使用できるようになれば、利用者ももっと増えるのではないかと思います。

そのような前向きな考えも要望しておきます。

事務局

富合町老人憩の家の規則で、熊本市に居住する60歳以上の者、熊本市に居住する老人クラブの会員と決められております。

松永 隆 委員

指定を受けられた団体へ対して、施設長の推薦などできないんでしょうか。例えば、富合の方とかを、就職のお世話のような感じで。老人ホームには富合の方が勤められているとお聞きしました。

事務局

仕様書とかの要件になるんですけども、基本的に公募を行った際に手を上げた団体が、自分のところはこういう経歴をもった職員を配置しますということが点数になりますので、こちらからこういう人を雇ってくださいというのは難しいかと思えます。

村崎 秀 特例区長

現在、老人憩の家は社会福祉協議会が管理し、そこには富合町在住の2人が勤務しております。老人ホームは社会福祉事業団が管理し、できるだけ地元から採用してくださいということで、富合町在住の園長や職員が働いております。できるだけ地元からという要望はしていきたいと考えております。

改原 明博 委員

先ほどの説明では今後は年間3千人位の利用が見込まれるということでしたよね。1人あたりの利用料金というのは、どのくらいになるんですか。

事務局

入場料が個人の場合1人150円、15人以上の団体の場合は110円となっております。

改原 明博 委員

150円で入浴できて、1日ゆっくりできるというのはいいですよ。もう少し受益者負担ということも考えていいのかもしれないですね。結局は税金でまかなっているんですから。

田中 榮信 議長

他になにかございませんか。

村崎 博則 委員

お風呂などを改修工事する計画はないんですか。利用者をもっと増やすためには、そのような整備も必要かと思うのですが。

野口 ミナ子 委員

旧熊本市の方々がどのくらい利用されているかということはわかりますか。

事務局

お風呂については、熊本市の営繕課に現場を確認していただいております。現状では、

改修の必要はないとの判断でした。

富合町外の利用者数は、4月からの半年間で150人位です。城南町の方が多いようです。

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、「平成23年度富合町合併特例区一般会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり同意ということによろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは「協議第1号」につきましては、原案のとおり同意いたしました。

次に、協議第2号「特例区終了後の特例区事業」につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局

特例区終了後の特例区事業につきまして、ご説明いたします。6ページに合併特例区の9事業を記載しております。その右側に事業検討シートということで、事務局の案を書いております。これにつきまして、協議をお願いいたします。各班長の方からご説明いたします。

まちづくり班でございます。まず7ページの富合町体育祭です。特例区の方針案といたしまして、継続といたしました。その理由は、現在も熊本市富合町体育協会が主催し、富合地域の体育祭として継続していきたいとの住民の意向も強いということです。課題として、3点あげております。まず、体育協会の事務局体制（事務局員や事務所等）の確立です。現在はまちづくり班が、事務局として協会の運営にあたっております。それと2点目が、体育祭に必要なスタッフの確保です。今年度は中止になりましたけれども、例年、前日の会場設営と当日の進行業務に合併特例区職員を派遣しております。それと3点目が事業費の確保です。現在は合併特例区補助金のみで実施しています。体育協会には135万円の活動補助を行っておりますが、そのうち体育祭にかかる経費は35万ということで実施しております。特記事項としまして、合併特例区終了後は、校区の体育協会ということでスポーツ振興課のほうに登録をすれば、運営助成ということで約9万円、それと体育祭を実施する場合は事業助成としまして、3万円が交付されることとなっております。次ページをお開きください。これは、特例区終了までのスケジュールとなりますが、体育祭については来年が特例区で行う最後の開催となります。

次に駅伝大会でございます。駅伝大会につきましても、体育協会が主催し継続してい

きたいとの住民の意向も強いことから、特例区終了後も継続としております。課題は、先ほどの体育祭の課題とほぼ一緒です。ただ駅伝大会の場合は、当日の業務に特例区事務局職員の派遣と公用車の貸し出しを行っております。合併特例区終了後の駅伝大会に対しては、スポーツ振興課からの事業助成金はありません。10ページをお開きください。後ほどご説明いたしますが、12月4日に今年度の駅伝大会を開催予定でございます。

続きまして、富合町成人式です。これにつきましても、昨年度新成人を対象としたアンケートの結果、99%の成人者が今後も富合町での開催を望んでいましたので、継続としております。継続にあたっての課題を2点あげております。まず、実施団体の決定です。特記事項を見ていただきますと分かると思いますが、旧城南町と旧植木町を除く80校区について、校区として成人式を開催しているところを調べましたところ、6校区ございました。主催団体についても、社会福祉協議会であったり、地域公民館であったり、校区自治協議会であったり婦人会であったりとバラバラでございます。その観点から既存の地域団体もしくは、設立検討委員会で協議をされております校区自治協議会が事業の実施団体として相応しいかと考えます。それと事業費の確保です。事業費が決算ベースでは約16万円かかっておりますが、それに加えてホール等の使用料の負担が新たに生じるということになります。スケジュールについては、割愛させていただきます。

13ページの富合町文化祭でございます。これにつきましては、富合町の文化協会が主催で富合地域の芸術文化の継承と振興のため継続と考えております。継続にあたっての課題についても2点。これは体育協会と同じく、特例区の間はまちづくり班が事務局として協会の運営に携わっておりますので、特例区終了後の事務局体制の確立が必要となってきます。それと、今現在はホールや研修室の使用料は免除としておりますが、ホール等の使用料の負担が新たに生じてきます。ただ、特記事項に書いておりますように、富合ホール使用料の減免に関する要綱に基づき、市が共催となれば減免の対象となる可能性がございます。

次に21ページの高齢者学級です。これにつきましては、高齢者を対象とした主催講座（講演等）を実施することにより、学習意欲の向上や生きがいがづくりの推進につながっておりますけれども、廃止ということで考えております。ただ、現在ある15のクラブ活動は、他の公民館と同様に自主講座として実施してもらうように説明をしております。課題を書いてありますが、自主講座として企画・実施していく人材の養成、それと運営費の負担でございます。自主講座であれば、使用料の負担や講師謝礼金の負担が生じるということになります。4月から同じく南区になります、幸田公民館の高齢者による自主講座の活動状況を調べてみました。茶道、生花、オカリナ、大正琴のクラブがあり、月2回程度の活動をされています。使用料の負担は月額1,000円から3,000円程度だと聞いております。まちづくり班が行っております特例区事業につきましては、以上です。

次に保健福祉班が行っております事業検討シートの説明に移ります。15ページをご覧

ください。健康祭は廃止という方針案を出しております。方針案の理由は、熊本市での「健康フェスティバル」を毎年10月に開催しており、健康相談や骨密度測定、介護、国民健康保険コーナーなどの催し物が実施され、健康祭と重複する行事内容が多く、合併特例区終了後も富合地区だけでイベントを実施していく意義が薄れていくものと思われることです。また、関連行事のグラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会への賞品提供も廃止することといたします。課題ですけれども、健康祭は富合地区住民の健康に対する意識向上のために資してきた点は少なくないと考えられ、健康祭廃止以降も南区役所の管内として、健康教育や健康くまもと21などの活動を通じて引き続き啓発に努め、健診率の維持など住民の健康づくりへの意識を保つことが重要であること。また、健康フェスティバルは熊本市の中心地で開催されるため、富合地区からの来場者の減少が懸念されることです。

23ページの保健事業ですが、特例区終了後の方針案は廃止としております。方針案の理由は、合併後がん検診項目数は合併前と同様であり、また市内の委託医療機関において、受診が可能となったことで受診の機会は増加していること。また、腹部超音波健診は、健康増進法に基づく「がん検診実施のための指針」に定められていないこと。骨密度測定は、熊本市健康フェスティバルでも実施していること。受診項目は廃止後も変わらないこと。廃止後は、各校区ごとに検診車が巡回し、実施することとなります。

課題ですが、地域住民の利便性を引き続き確保するため、複合検診の機会を設けること。受診率の低下が懸念される所であり、市全体の課題として取り組む必要があることをあげております。以上でございます。

それでは、産業振興班のほうからご説明いたします。17ページの富合町産業祭についてです。産業祭については、事務局案としては廃止としております。その理由として、毎年9月に下北営農生活センターのほうで、下北地区JA祭が行われております。メインは農業機械の展示販売であります。産業祭と重複する部分もあります。それから、農産物の直売所もオープンから5年が経ち、順調に運営されていることから開催の意義は薄れているものと考えます。

課題としましては、農産物品評会への出品を楽しみにしている方々のための、発表の場を確保できないかと、JA熊本宇城の方とも協議をしているところでございます。平成24年度が特例区で行う最後の産業祭となります。

次に、富合ふるさと祭りについてです。これはふるさと祭り実行委員会が実施しております。継続という方針案を出しております。方針案の理由といたしまして、地域の連帯感やふるさとを愛する心を育み、地域の発展を図るために継続するとしております。課題といたしまして、実行委員会事務局体制の確立ということで、現在富合商工会が実行委員会事務局を担っているが、その負担が大きいということです。開催にあたりましては、産業振興班も協力して進めております。また、事業費の確保という課題がござい

まして、経費削減と地区負担等についての検討が必要となってきます。現在、ふるさと祭りは 400 万円程度をかけて毎年開催しておりますので、その費用をどうするかということが課題となっております。それから運営スタッフの確保です。現在、商工会役員と特例区事務局職員が準備から当日の運営を担っているため、特例区終了後は地域の各団体による役割分担が必要になってくるのではないかと考えております。特記事項といたしまして、今後円滑に継続できるように、ふるさと祭り運営マニュアルを作成することとしております。以上です。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第 2 号」につきまして、ご質問、ご意見等はありますか。

米原 靖雄 委員

それでは、まちづくり班にお尋ねをいたします。富合町は平成 20 年 10 月 6 日に合併しております。そのことから、10 月以降の事業である体育祭や駅伝大会等は、平成 25 年度については補助事業ではなくなるということですね。

事務局

今、おっしゃったように体育祭や文化祭、駅伝大会は来年度いっぱいまでが特例区での開催となります。

米原 靖雄 委員

そうなりますと、平成 25 年 10 月以降の事業については、校区自治協議会のほうで自分でやっていかなければならないということですね。分かりました。ありがとうございました。

松永 隆 委員

総合的なことでお尋ねします。9 つの特例区事業を廃止と継続に分けてありますが、駅伝大会や成人式、文化祭や体育祭は協会がしっかりしているし、予算的にも継続できるのかなと思います。極端な話をしますと、体育祭について「今年は体育祭がなかったから良かった」という意見を聞きます。「体育祭かふるさと祭りのどっちかでいいんだけど」と言われるんです。富合ふるさと祭りを商工会がやるのは根付いていますから、当たり前と思っているんですよね。これを今更、地区のボランティアでということになると非常に難しいと思います。体育祭に関しては前から言っているように、地区から代表を何名か出していただき、あと体育協会というボランティア活動団体で計画し実施するということは可能だと思うんですよね。

予算的な面で、体育祭のほうは35万円かかるわけで、助成金12万円をもらい23万円不足します。各地区あたりで言えば1万円出せば、クリアできるのかなど。体育祭とふるさと祭りの両方を継続していくのであれば、平成24年度の段階で地区からの代表を出し、シミュレーションしていく必要があると思います。

私の意見としては、住民が集まるイベントとして、ふるさと祭りだけは残して欲しいと思います。成人式にしても、主催は学校の先生やOBの方を募ってボランティア団体のようなものを作りながら、成人を迎える当事者達で計画・実施できるようなスタイルができればと思います。地元の成人式を望む声が多いですからね。

米原 靖雄 委員

以前は行政のほうで開催してきましたけれども、これからは地域が主体となってやるということになります。合併特例区の期間も残すところあと2年となっております。体育協会からは、合併特例区協議会の委員にぜひ駅伝大会等へのお手伝いをいただきたい、という要望をお聞きしております。

合併特例区の事業についても様々な方針が出ておりますが、できるだけ継続していけるならばという思いもあります。

松永 隆 委員

何回も繰り返すようですが、実情は誰がするかというのが一番問題なんです。駅伝大会にしてもふるさと祭りにしても、最終的には誰が中心になって実施するのかということを決めておかないと、これらの事業は全て廃止になってしまうと思います。

ボランティアを募る必要があるのですから、駅伝大会なら地区のマラソークラブへの依頼等、その分野分野の団体との打ち合わせから始めていって、中心になる人を見つけていかないと、町時代のやり方で考えても成り立たないと思います。

事務局

補足をさせていただきます。今日お示ししているのは事務局の案ですので、これをご承認いただけましたら、今度は体育協会や文化協会、商工会と話しながら課題を挙げ、その課題解決のためにはどうしたらいいかということ話し合いながら、進めていきたいと考えております。

野口 ミナ子 委員

現在立ち上げている校区自治協議会の中で、こういう話を皆でゆっくり協議しながらどう進めていくのか、検討をしていかなければならないと思います。

改原 明博 委員

やれることは自主的に行い、そこに税金は投入できませんという時代になってきています。例えば、成人式は資料にもありますように成功例があるわけですね。ここには6校区記載してありますが、他にはないんですか。

事務局

この6校区だけでございます。

改原 明博 委員

自分達の生まれ育った地区での成人式開催が希望ではありますが、成功例がたった6校区しかないのであれば、今後勉強会等をやっていかなければ、言うは易し行うは難しになってしまいそうな気がします。

次に産業祭に関しては廃止の方針案が出ておりますね。廃止理由として、物産館や下北地区JA祭が挙げられていますが、JA祭は農業従事者しか行かないんですから。課題として、農産物の発表の場を検討とありますが、具体的にはどう考えておられるんですか。

事務局

JA祭と別になるかもしれませんが、農産物を出品していただき、それに順位をつける形がどこかでできないか、今後農協と話し合っていきたいと思います。

改原 明博 委員

次に富合ふるさと祭りについてですが、これまで400万円かかっていたものをどのように継続していくのか、費用の捻出についてお尋ねしたいと思います。

川尻の花火大会等、他にどのような成功例があるのでしょうか。

事務局

今日は資料を出しておりますが、熊本市内の各校区で実施している祭りについては調べております。ふるさと祭りという形ではなくて、少し内容は変わるかもしれませんが、継続している地区はかなりあります。

改原 明博 委員

次回で結構ですので、報告をお願いします。

村崎 秀 特例区長

各委員さんから様々な意見がありました。私たちも大変不安でございます。しかし今、校区自治協議会の準備委員会を立ち上げて、その中でも各団体と色々検討しております。

これまでは、行政からの補助を受けてやっておりましたが、これからは約 10 万円の助成でやっていかなければなりませんので大変不安ではあります。

しかし、ボランティアの動きは少しずつ出来てきております。防犯協会のほうは、見廻り隊などの活動をされていますし、先日、走ろう会の皆さんは車両基地の周囲を走られました。熊本市のほうからも多数のご参加があり盛会でした。

ボランティアの確保というのが課題ではありますが、特例区事業についてはなるべく継続していけるならばと思っております。それには皆さんのご協力が不可欠だと思いますので、よろしくお願いします。

改原 明博 委員

新しい着眼点として、ボランティアをお世話する事務所のようなものを作ってあるといいかもしれませんね。課題として挙げておいていただきたいと思えます。

米原 靖雄 委員

今、改原委員から意見がありましたが、今後は地域のコミュニティセンターが事務局を作って、地域の各種団体の意見を集約し、行政の支援をいただきながらやっていただく形になると思えます。

松永 隆 委員

検討シートの中の課題の欄は、誰の意見なんですか。

事務局

あくまでも事務局の方で考えた課題でございます。今後の流れとしまして、事務局案を協議会で承認していただいた後、各種関係団体と協議を行い、最終的に出来上がったシートを再度協議会へお出しするというところでございます。ですから各種団体との協議の中で、新たに課題が出てくるかもしれませんし、スケジュール等の中で事業を継続する場合には会議が増えることも考えられます。最終的な協議会への報告は、再度させていただきたいと思えます。

松永 隆 委員

健康祭と産業祭について、何で継続しないのかという意見が出ませんか。私たちが廃止という方針案を承認してもいいのでしょうか。関係団体の意見が先なのではないですか。

事務局

事務局の方でも検討シートを各種団体に先に出すべきか、協議会に先に出すべきか検

討したのですが、まず案を協議会で承認いただいた後、各種関係団体と協議を行いまして、最終的に出来上がった検討シートを再度協議会へお出しするという事にしました。

松永 隆 委員

協議会が承認したというのではなくて、まずは関係団体の方の意見を聞いていただきたいと思います。そうしないと、協議会の方で廃止としたと判断されかねないと思います。

事務局

産業祭であれば実行委員会がありますので、そちらに検討シートをお出しして、そこで協議するという事になります。

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ「特例区終了後の特例区事業」については、よろしいですか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

続きまして、報告第1号「平成22年度富合町老人憩の家指定管理者管理運営の評価結果」につきまして、事務局からの報告をお願いします。

事務局

保健福祉班からご報告いたします。資料「平成22年度富合町老人憩の家指定管理者管理運営の評価結果」をご覧ください。

まず評価の目的は、施設の設置目的を達成するとともにサービス向上が図られているかを確認する必要があり、PDCA（企画、管理運営、評価、改善見直し）のマネジメントサイクルを確立し、より質の高い管理運営につなげていくことを目的とする、ということです。次ページの評価基準をもとに評価されましたのが、指定管理者管理運営評価表でございます。その中で指定管理者の自己評価欄があり、区分別評価として、施設の運営は評価B、評価コメントは高齢者同士の交流を目的としたカラオケ大会の開催や、来館者を対象として健康体操等の軽運動を実施した。利用者への聞き取りによる要望調査を実施したということです。次に施設の管理は評価Bで、機器及び設備の老朽化に伴い、定期的に保守点検を行い、危険のある箇所は速やかに修繕するなどの安全管理に努めた。収支状況も評価Bで、事業計画に基づき適正な予算執行に努めている。平成22年度決算は収入が10,962千円、支出が10,911千円となっております。

自己評価の総合評価は、施設の運営については、仕様書に基づく適切な運営に努めるとともに、カラオケ大会等を開催した。また、利用者への要望調査を実施しサービスの質の向上に努めた。施設の管理については、保守点検を実施し、安全管理に努めた。収支状況については、事業計画に基づき適正な予算執行に努めた。レクリエーションの開催や高齢者健康指導を行うなど自主事業の充実を図るとともに、広報活動を拡充し利用者の増加に努めたいとなっております。

それを受けまして、合併特例区の評価は区分別評価で施設の運営はB、施設の運営については、協定書、仕様書等に基づき概ね適切に実施されていた。また、利用者への要望調査を実施しており、サービスの向上に取り組んだためB評価とした。施設の管理もB評価とし、協定書、仕様書等に基づく業務が適切に実施され、設備等の点検や維持管理及び安全管理にも努めていたためB評価とした。収支状況も、会計処理が適切になされ、事業目的に適合しない支出等はなかったためB評価としております。

総合評価ですが、施設の運営では協定書、仕様書等に基づく業務が概ね適切に実施されていた。利用者への聞き取りを実施しており、利用者の要望に応えるよう努力していた。新たに通信カラオケシステムを導入し、利用者サービスの向上に努めた。施設の管理では、協定書、仕様書に基づく業務が適切に実施され、設備等の点検や維持管理及び安全管理に努めていた。収支状況では、会計処理も適切になされていた。今後は、利用者の声を反映した自主事業を開催するとともに事業の啓発活動に取り組み、利用者の増加を図るよう努めてもらいたいとしております。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から報告がありました「報告第1号」につきまして、ご質問等はありませんか。

改原 明博 委員

区分別評価がされており、カラオケ大会や健康体操等の軽運動を行ったとありますが、これを行った回数等の報告はあっておりますか。よければ、具体的に教えてください。

事務局

カラオケ大会は年2回、健康体操は来館された方を対象に随時実施されています。

改原 明博 委員

開館している日は毎日されているんですか。評価する立場としては、その辺まで突っ込んで聞く必要があると思うのですが。よく来られる方々には今後のプログラムをお知らせするとか、施設長が簡単な体操を習ってきて、来館される方と毎日教室をするとか。私が民間会社の社長だったら、そのくらいすると思います。来館される方を増やした

めにも、内容の充実を図って欲しいと思います。

くつき 信哉 参考人

28 ページの選定委員会の委員が、指定管理者の候補者の評価をされるわけですが、第 5 条の選定基準にもありますが、候補者は環境保護、障害者の雇用及び子育て支援等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること、とありますように、誰でも応募できるわけではありません。スケジュール的には今から公募されるわけですね。

事務局

次の報告第 2 号の方でご説明したいと思います。

改原 明博 委員

選定する場合、競争の原理でしょうから、応募団体の 1 年間を通しての管理のプログラムの手順のようなものはあるんですか。

事務局

それに関しましても、報告第 2 号でご説明したいと思います。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から報告がありました「報告第 1 号」につきまして、他にご質問等はありませんか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、次へ進みます。

続きまして、報告第 2 号「富合町老人憩の家指定管理者候補者選定委員会設置」につきまして、事務局からの報告をお願いします。

事務局

資料の 28 ページをご覧ください。「富合町老人憩の家指定管理者候補者選定委員会設置」につきまして、ご説明いたします。

第 1 条 富合町老人憩の家の指定管理者制度に係る候補者の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、富合町老人憩の家指定管理者候補者選定委員会を設置する。第 2 条の所掌事務ですが、選定委員会は富合町老人憩の家について

て、指定管理者制度を適用させようとする場合、候補者を選定するため必要な事項を審査するものとする。2 選定委員会は、指定管理者制度に係る協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理について審査を行い、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の全部もしくは一部の停止命令に関する意見を付すものとする。組織 第3条選定委員会は、富合校区老人クラブ連合会会長、木原地区区長、富合町合併特例区事務局長、富合町合併特例区保健福祉班長、富合町合併特例区総務班長の5名をもって組織する。2 会長は、富合町合併特例区事務局長をもって充てる。3 委員に事故等あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。会議 第4条選定委員会は、必要の都度会長が招集する。2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。4 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。5 選定委員会の会議は、公開しないものとし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。選定基準 第5条選定委員会は、候補者を選定する場合には、次の各号に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。(1) 施設設置の目的が達成できること。(2) 利用者の平等な利用が確保されること。(3) 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮しサービスの向上が図られるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。(4) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。(5) 市民の声が反映される管理が行われること。(6) 安全管理の状況(7) 労働福祉の状況(8) 環境保護、障害者の雇用及び子育て支援等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること。事務局 第6条選定委員会の庶務は、保健福祉班において行う。雑則 第7条この規定に定めのない事項及び施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。以上です。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から報告がありました「報告第2号」につきまして、ご質問等はありませんか。

くつき 信哉 参考人

選定基準第5条(8)は、どういうものを言うのですか。

事務局

環境保護に関する取り組みとしてISO14000、エコアクション21、熊本市事業所運営宣言等の取得状況があります。これが配点比率としては全体の1%です。福祉政策に関する取り組みとして、障害者等の雇用の有無を審査します。これは1%です。子育て支援に関する取り組みが1%、3項目合わせて全体の3%になります。これらの取り組み

を行っていないからといって、申請できない訳ではありません。点数が低くなるだけです。

くつき 信哉 参考人
分かりました。

改原 明博 委員

選定する判断基準として、応募団体から管理プログラムを提出させるようなことはあるんですか。

事務局

企画提案書を提出していただきます。その内容審査をしていくことになります。

改原 明博 委員

第4条には、選定委員会の会議は公開しないものとするがありますので、選定委員会の方々には、第5条にある市民の声が反映される管理が行われること、というところに重点を置いて審査していただきたいと思います。

また、内容が充実するような指定管理者候補者の選定をお願いしたいと思います。

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、次へ進みますがよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

次に、報告第3号「富合町駅伝大会」につきまして、事務局からの報告をお願いします。

事務局

資料の30ページをご覧ください。それでは、「平成23年度第43回富合町駅伝大会」につきまして、開催要項を説明いたします。コース等については、昨年と変わっておりませんので、変更箇所を中心にご説明します。

実は昨年、地区の嘱託員さんと体育係の方々にお集まりいただき、説明会を行ったところでございます。今年は12月4日の日曜日に実施いたします。午前9時に開会し、午前9時半に総合支所玄関前をスタートします。コースは32ページの地図にありますよう

に、10 区間 18.3km で健脚を競うこととなります。変更点として、南署の交通規制係から、平原のバス停の付近がカーブで道幅が狭いので、そこにボランティアの誘導員を配置して欲しいという指導がありましたので、基本的には昨年までボランティアを 29 名お願いしておりましたが、今年は 1 名増やして 30 名となっております。

大会規則については、日本陸連の駅伝規則に準じます。競技中の突発的な事故等については、応急処置のほかは参加者の責任ということで、全員一日傷害保険に加入していただくよう、昨日もご説明をしております。それから繰り上げは 10 分として、第 5 中継所で行います。

昨年までは、特例区事務局の各班に職員の応援依頼をしておりましたが、今回からは富合地域に居住する職員を中心に、ボランティアという形で応援していただくことになりました。それと車両につきましても、昨年までは 10 台の公用車を使用しておりましたが、今年は広報車、本部審判車、救護車、緊急時の対応ということでプラス 1 台の計 4 台の公用車を、まちづくり班の班員が運転することになっております。あとは、ボランティアの自家用車で対応していただくこととなります。

開会式と閉会式ですが、今年は体育祭が中止になったことから、富合町体育協会表彰規定該当者に対する表彰式ができませんでしたので、駅伝大会の際に行いたいと思います。最終ランナーのゴール後、集計に若干時間がかかりますので、その間に表彰規定該当者に対する表彰を行う予定でございます。駅伝大会の表彰は、昨年同様でございます。以上です。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から報告がありました「報告第 3 号」につきまして、ご質問等はありませんか。

米原 靖雄 委員

昨年までは、特例区事務局の職員が大会の運営にあたっておられましたが、本年からはまちづくり班の職員と、体育協会の理事、地区の嘱託員、体育係の方々の協力で行うということは、体育協会長からお聞きしておりました。運営の関係者が少ないということで、特例区の事業だからぜひ構成員さんにも、運営への協力をお願いしたいということでございました。一応私は、この協議会で皆さんにお諮りするということでお受けしておりますので、提案いたします。

まちづくり班のほうで役員の割り振りはされるんですかね。

事務局

はい。ボランティア交通指導員の方については、地区の嘱託員さんのほうへお願いしております。

米原 靖雄 委員

主催は体育協会ですが、やはり囑託員さんや地区の体育係の方々には、運営にかなりご協力いただくということになるんですね。

事務局

そういうことです。

改原 明博 委員

今回も話が出ていますが、1、2年先には自主活動になりますよね。リハーサルを自分達でやっておかないと、他力本願では難しいと思います。協議会もあと2年で終わりますし、今年くらいからは人間集めも自分達で行っていかないと、本番はもっと大変だと思います。

事務局

今回は、職員の派遣をボランティアに変えたこと、また公用車につきましても必要最小限の提供で、あとは自家用車を使用させていただくというふうに変えておりますので、自主自立で円滑に運営できるようにやっていきたいと思っています。

松永 隆 委員

地区の囑託員さん達を集めた昨日の会議で、どのような話が出たのかお聞かせください。

事務局

正直申しまして、質問は出ませんでした。それと22の行政区の囑託員さん全員にご案内は差し上げたのですが、コースが通る地区の囑託員さんの出席率は高かった一方、そうでない地区は低かったです。

松永 隆 委員

うちの地区は駅伝が通らないから、というような認識でしょう。今年は職員の派遣を富合に居住する職員でのボランティアに変えておられますが、その選び方というのも私たちから見るとおかしいですよ。その辺も含めて、これからきちっと作っていく必要があると思います。

米原 靖雄 委員

だいたい何チームくらい出る予定なんですか。

事務局

昨年は、11 地区と中学校から 6 クラブで計 17 チーム出ております。今年の出場チームについては、まだ分かりません。

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、次へ進みます。

次に、報告第 4 号「今後の行事予定」につきまして、事務局からの報告をお願いします。

事務局

それでは行事予定につきまして、事務局のほうからご説明いたします。資料の 33 ページをご覧ください。

本日の午後に、弦楽アンサンブルコンサートと嘱託員会議が行われます。10 日木曜日は資源ごみの拠点回収日となっております。23 日水曜日の祝日は産業祭と健康祭が実施されます。24 日木曜日は資源ごみ拠点回収日。12 月 4 日の日曜日に富合町駅伝大会、6 日火曜日に心配ごと相談・行政相談、8 日木曜日は資源ごみの拠点回収日となっております。最後に、平成 23 年第 4 回熊本市議会定例会が 11 月 29 日火曜日から 12 月 16 日金曜日まで予定されております。以上ご報告させていただきます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「報告第 4 号」につきまして、ご質問等はありませんか。

他にご質疑がなければ、次へ進みます。まず、次回協議会の開催日時について、確認をしたいと思います。事務局から何かありますか。

事務局

協議会は、「原則第 2 水曜日」に開催することで確認されておりますが、先ほど行事予定の中でご説明いたしましたが、今月の 29 日火曜日から市議会第 4 回定例会が開会される予定となっております。

また、12 月 14 日水曜日は予算決算委員会の予定となっておりますことから、次回協議会は、議会終了後の第 3 水曜日の 12 月 21 日水曜日の開催をお願いしたいと考えています。よろしくお願ひ致します。

田中 榮信 議長

ただいま、事務局から次回協議会は12月21日水曜日の開催をお願いしたいとありましたが、皆さんよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは、次回協議会は12月21日水曜日と決定し、開会時間は午前10時からということにしたいと思います。

他に何もなければ、これで議事を終了したいと思います。皆様には円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。これをもちまして、「平成23年度第8回富合町合併特例区協議会定例会」を閉会いたします。

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成23年 12月 21日

署名委員 小山 一美

署名委員 末原 靖雄